

関係者各位

当法人元理事長杉山美智子氏による横領行為について

この度、当学校法人（以下、「当法人」と言います。）において、元理事長であった杉山美智子氏（以下、「元理事長」と言います。）が、その立場を利用して、長年にわたって当法人に発行させた小切手を不法に同氏個人の預金口座で換金の上、同氏個人名義の預金口座へ入金し費消していた事実が発覚しました。

元理事長は、平成6年に事務局長に就任、平成29年には、当法人の理事長の職に就任し、事務局長も兼任する立場にありました。昭和46年に当法人に学校職員として入職して以来、経理係長、同課長、事務長、常務理事ほか要職を務めてきた人物であり、元理事長を信頼した結果このような行為が繰り返され、これを看過したことは、当法人の役員・学校職員一同、慚愧に堪えません。

このような事態に至ったことを関係者の皆様に深くお詫びするとともに、事態の概要について、以下のとおりご報告申し上げます。

1 現在把握している事実

元理事長は、少なくとも平成28年6月から令和4年6月までの間、その立場を利用して、経理担当者に対し、現実には口座自体存在しないのに、当法人の預金口座に入金するように偽って小切手を発行させ、その小切手を金融機関に持ち込んで換金し、元理事長個人名義の預金口座に入金していました。前記期間内に換金・入金された回数は合計10回にのぼり、総額は6686万5917円に上ります。元理事長個人名義の預金口座に入金された後の用途先は現在調査中ですが、同口座からの出金状況に鑑み、大半は私的用途に費消されたものと判断しております。

2 発覚の経緯

当法人は、元理事長の言う当法人の預金口座の存在を信用し、長年にわたり、元理事長の言う当法人の預金口座の内容を確認することができていませんでしたが、常務理事が預金口座の所在を追及した結果、元理事長の言う預金口座は存在しないことが判明しました。また、元理事長が小切手を換金の上入金していた個人名義の預金口座の取引履歴の開示に同意し、同取引履歴が開示されたことなどから、本事案を確認するに至りました。

3 元理事長の解職

当法人は、令和8年6月16日、緊急の理事会を開き、元理事長を当法人の理事長の職から解職し、兼任していた事務局長の職を解任、同日付けで、常務理事であった佐竹靖幸が当法人の理事長に就任しました。

4 今後の対応

（1）全容解明及び原因調査

当法人は、過去の小切手帳や計算書類を精査するなどして、元理事長の横領行為による

被害の全容解明に全力で取り組みます。

同時に、当法人と利害関係のない弁護士、公認会計士による第三者委員会を設置し、原因調査と再発防止策に関する提言をしていただく予定です。

(2) 元理事長に対する責任追及

元理事長が、少なくとも合計10回にわたり、総額6686万5917円の小切手を換金の上、同理事長個人名義の預金口座に入金していたことが明らかであることから、当法人の顧問弁護士に依頼し、元理事長に対し、刑事・民事双方の責任追及を行います。

(3) 保護者説明会の開催

本日、第1回保護者説明会を開催いたしました。

前記(1)(2)の対応の進捗については、適宜、保護者の皆様にも情報開示させていただきます所存です。

前記(1)の調査報告書の提出が令和8年9月末とされていることから、本件に関する次回保護者説明会を、令和8年10月上旬に開催することを予定しています。

5 お詫び

創立122年という伝統ある鎌倉女学院の法人トップであった元理事長による不祥事は、多くの卒業生とご家族はもとより、日々勉学に励んでいる在校生と保護者の皆様、そして日頃から支えていただいております学校関係者や地域社会の方々を裏切ったものがあります。ここに深くお詫び申し上げます。

6 お願い

プライバシー保護の観点から、生徒個人への取材、写真撮影等のご遠慮ください。何卒宜しくお願い申し上げます。

令和8年7月16日
学校法人鎌倉女学院
理事長 佐 竹 靖 幸
鎌倉女学院中学校高等学校
校 長 大 野 明 子

問い合わせ先
学校法人鎌倉女学院事務局
TEL0467-25-2100